

「電力の小売営業についての指針（改定案）」に対する意見募集について

令和3年9月30日
経済産業省

「電力の小売営業についての指針」は、小売自由化に伴い、様々な事業者が電気事業に参入することを踏まえ、事業者の関係法令の遵守や自主的な取組を促すことにより、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにすること等を目的として制定され、これまで制度改正等に伴い、同指針の改定を行ってきました。

今般、2020年度冬期のスポット市場価格の高騰に伴い、スポット市場価格に連動して電気料金単価が変動する料金メニュー（以下、「市場連動型料金メニュー」という。）について、電気料金が高額となる事象が発生したことを踏まえて、需要家はそのメリットとデメリット等について、誤解することなく十分に理解をした上で選択できるよう、市場連動型小売料金メニューの契約前後の説明や契約後の情報提供のあり方について、望ましい行為等として追加するため、本指針の改定案を作成いたしました。

つきましては、別紙「電力の小売営業についての指針」改定案（新旧対照表）について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

記

1 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室

電話 03-3501-1748（直通）

ホームページ <https://www.meti.go.jp>

2 意見提出方法

氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称〔担当者の氏名を含む。〕及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

<電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームの場合>

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」から提出を行ってください。

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス：ninomiya-shohei-O-meti.go.jp、mizutori-narumi-O-meti.go.jp

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室
パブリックコメント担当 宛て

(迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。

電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。)

(注) 電子メールの件名を「電力の小売営業についての指針(改定案)に対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室
パブリックコメント担当 宛て

3 意見提出期限

令和3年10月29日(金) 18:00必着

(郵送の場合は、同日必着)

4 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、氏名、住所及び連絡先(電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス)を除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた氏名、住所及び連絡先(電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス)は、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

